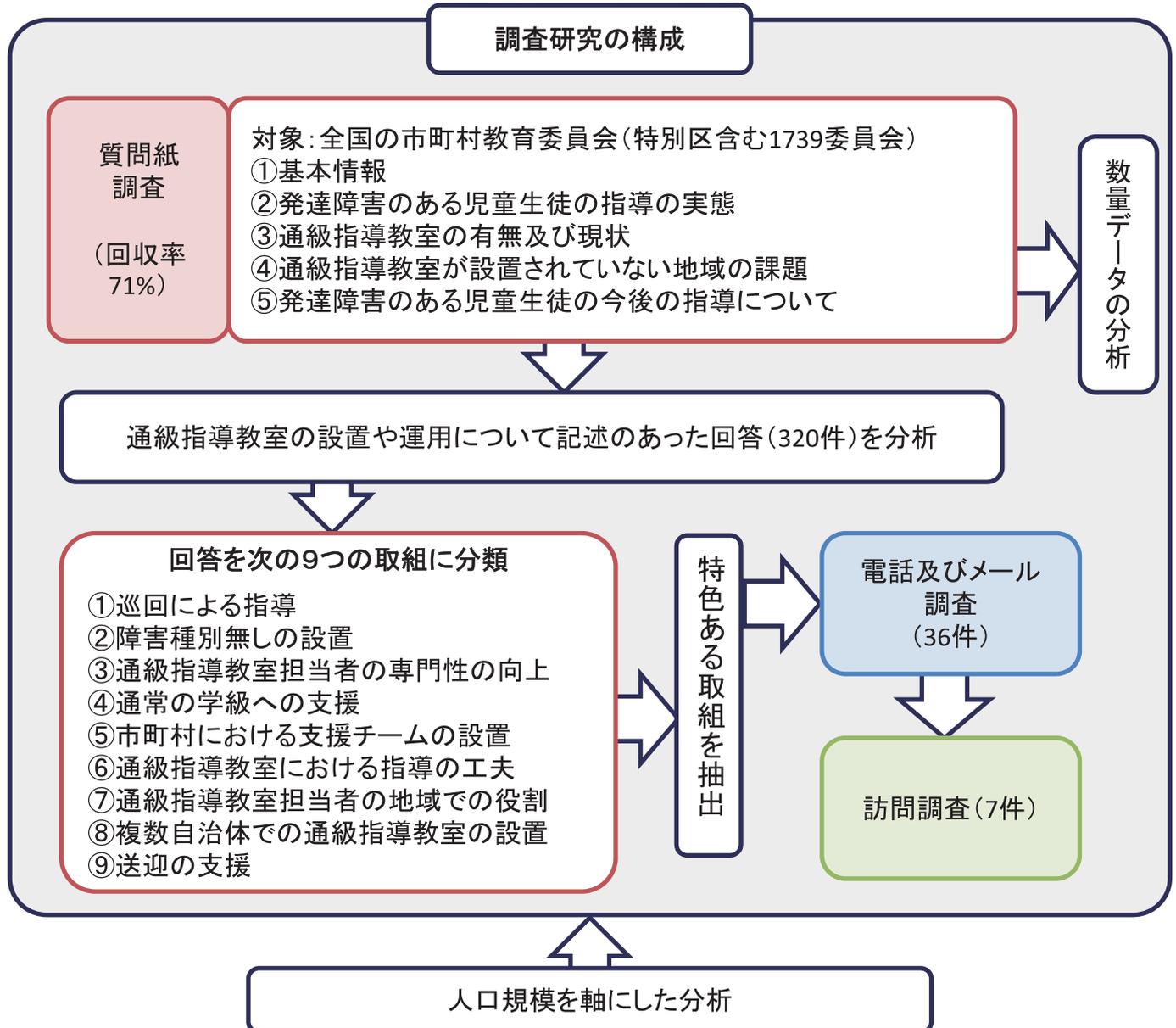


# 「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査をもとに—」（平成26～27年度）

**研究の目的** 全国市町村教育委員会への調査を通して、発達障害のある児童生徒をめぐる支援システムや指導の場の状況、通級指導教室の設置や活用の状況、市町村の課題と取組について調査を実施し、その結果を分析することで、発達障害のある児童生徒の指導について、インクルーシブ教育システム構築を視野に入れ、今後の在り方の一つの方向性を示すことを目的とした。



**結果と考察** 人口規模が大きいほど、発達障害のある児童生徒の実態把握や支援体制の整備が進んでいる傾向が明らかになった。また、規模の大小に関わらずそれぞれに課題があり、規模の小さな市町村でも既存の組織を活用するなど柔軟な支援策が考えられていることが分かった。報告書では、以下1～4について結果の整理と考察をするとともに、今後の発達障害のある児童生徒の指導・支援について提言を行った。

1. 発達障害のある児童生徒の指導の場としての通級指導教室
2. 通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導・支援
3. 通級による指導の効果的な運用
4. 発達障害のある児童生徒の指導・支援を支えるシステム

（研究代表者：梅田 真理）

# 発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と

## 今後の指導の在り方に関する研究

### 一通級による指導等に関する調査をもとに

(平成26年度～27年度)

**【研究代表者】** 梅田 真理

#### **【要旨】**

本研究では、市町村教育委員会への全国調査を通して、発達障害のある児童生徒をめぐる支援システムや指導の場の状況、通級指導教室の設置や活用の状況、市町村の課題と取組について把握した。また、その結果を分析することで、発達障害のある児童生徒の指導について、インクルーシブ教育システム構築を視野に入れ、今後の指導の在り方の一つの方向性を示すことを目的とした。具体的には、質問紙による全国悉皆調査、調査結果に基づき対象を絞り込んだ電話及びメールによる調査、訪問調査の三つの調査を行い、「発達障害のある児童生徒の指導の場としての通級指導教室」「通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導・支援」「通級による指導の効果的な運用」「発達障害のある児童生徒の指導・支援を支えるシステム」を柱に結果の考察を行った。

今回の全国実態調査を通して、発達障害のある児童生徒の支援に関わる基盤整備において、人口規模が大きく影響することがわかった。また、それぞれの市町村がその特色を活かして課題解決の方法を模索している状況を知ることができた。

#### **【キーワード】**

発達障害、通級による指導、人口規模、通常の学級、支援システム

## 【背景・目的】

文部科学省の調査（2012）によると、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、推定値で6.5%であり、そのうち、通級による指導を受けている者は3.9%であった。国立特別支援教育総合研究所の補足調査（2013）では、小・中学校ともに著しい困難を示す児童生徒は6.5%より多いと感じている教員が多く、それらの児童生徒に対し、通級による指導は実施されていないものの、通常の学級での配慮等が行われていることが推察された。

一方、全国規模による発達障害のある児童生徒の指導・支援の工夫や特別支援教育の推進状況を把握する調査は行われておらず、今後の更なる指導・支援の推進のためには現状を明らかにすることが必要だと考えた。

そこで、本研究では、市町村教育委員会への調査を通して、発達障害のある児童生徒をめぐる支援システムや指導の場の状況、通級指導教室の設置や活用の状況、市町村の課題と取組について把握した。また、その結果を分析することで、発達障害のある児童生徒の指導について、インクルーシブ教育システム構築を視野に入れ、今後の指導の在り方の一つの方向性を示すことを目的とした。

## 【方法】

2年の研究期間のうち、一年次に全国の市町村教育委員会（特別区を含む）を対象に、発達障害のある児童生徒の指導の場、指導の形態等について悉皆の質問紙調査を行った。調査は、1,739の教育委員会を対象として行い、1,235委員会より回答があった（回収率71.0%）。回収した結果から市町村の状況について数量的な分析をするとともに、「通級指導教室の設置や運用について特色ある取組をしている」と回答のあった320委員会の自由記述については内容を整理し、工夫された取組を行っている市町村を人口規模等を軸に抽出した。

二年次には、抽出した市町村の教育委員会を対象に、通級指導教室を中核とした発達障害のある児童生徒に有効な指導の場等の在り方について、電話及びメールによる聞き取り調査（36委員会）及び訪問調査（京丹波町、大館市、常滑市、塩尻市、入間市、上越市、富田林市の7委員会）を行った。

以上の調査結果から、発達障害のある児童生徒の指導・支援につながる市町村のシステムの在り方や、通級指導教室の活用について検討し、「発達障害のある児童生徒の指導の場としての通級指導教室」「通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導・支援」「通級による指導の効果的な運用」「発達障害のある児童生徒の指導・支援を支えるシステム」を柱に考察を行った。

## 【結果と考察】

### 1. 「発達障害のある児童生徒の指導等に関する全国実態調査」について

全国の市町村教育委員会（特別区を含む）を対象とした質問紙調査の結果から、発達障害のある児童生徒の指導の「場」に関しては、発達障害の「診断・判断のある」児童生徒及び「可能性のある」児童生徒（以下、「発達障害のある」児童生徒とする）のうち、通級による指導を受けている者は、小学校で 13.4%、中学校では 6.2%であった。現状としては通級による指導を受けている児童生徒は、「発達障害のある」児童生徒全体の 2 割に満たない状況であり、通級指導教室の設置に関しては、「発達障害のある」児童生徒の総数からすると明らかに少ない。

一方で、「発達障害のある」児童生徒の指導に関しては、「すべての教員の指導力向上」と「発達障害への指導・支援に関する教職員の理解」が群を抜いて重要と考えられていることがわかった。これは、「発達障害のある」児童生徒の多くが通常の学級に在籍しており、必要な指導・支援を行うには、通級指導教室担当者等の限られた教員にとどまらず、すべての教員の指導力を向上させることが必要であることが、多くの市町村教育委員会で考えられていることを示すものである。

体制整備に関わる市町村の発達障害のある児童生徒の実態把握については、「特別支援教育担当の指導主事の配置」との関係进行を明らかにするため、クロス集計を行った。その結果、「発達障害のある」児童生徒が、「いない」あるいは「いないと思われる」と回答した市町村に専任の指導主事は配置されておらず、兼任での配置も「いない」は 7%、「いないと思われる」は 45.5%であった。専任の指導主事の配置は人口規模とも密接に関係しており、人口規模の小さな市町村では実態把握に関わる担当指導主事の配置が難しく、「発達障害のある」児童生徒に関する実態把握が十分に行われにくい状況にあるのではないかと推察された。

発達障害のある児童生徒を指導する通級指導教室の設置や、リソースの活用等の方針を決めるためには、市町村にいる「発達障害のある」児童生徒の実態を把握することが必要であり、そのためには、特別支援教育の専門性のある指導主事の配置が必要であることが再確認された。

## 2. 地域事例の調査について

通級指導教室の設置や運用における特色に関する自由記述について「指導・支援の充実」「地域での一貫した支援システム」「専門性の担保・向上」の視点で分析を行った。その結果をもとに市町村で行われている、他の地域にとっても参考になると思われる工夫された取組について明らかにするため、①電話及びメールによる調査（36 委員会対象）と、②訪問調査（7 委員会対象）を行った。

電話及びメールによる調査では、各委員会が挙げた特色を以下の 9 項目に整理し、該当する委員会に対しさらに詳細な情報を聞き取った。9 項目は、「1. 巡回による指導」「2. 障害種別無しの設置」「3. 通級指導教室担当者の専門性の向上」「4. 通常の学級への支援」「5. 市町村における支援チームの設置」「6. 通級指導教室における指導の工

夫」「7. 通級指導教室担当者の地域での役割」「8. 複数自治体での通級指導教室の設置」「9. 送迎の支援」である。

本調査の結果から、それぞれの取組は市町村の抱える課題の解決に向けた取組につながっていることがわかった。例えば、「1. 巡回による指導」「2. 障害種別無しを設置」は、どちらも通級指導教室の設置の充実について、市町村独自あるいは都道府県との連携により解決しようとする取組であった。「1. 巡回による指導」については、拠点となる学校の担当者が担当する学校に出向いて指導を行うことで、児童生徒本人や保護者の負担を減らし、指導の効果を狙うものであった。「2. 障害種別無しを設置」は、限られた設置数であっても、障害種によらず近隣の通級指導教室へ通えることで、児童生徒や保護者の負担を軽減し、継続した通級を可能としたものであった。

なお、調査対象となった36委員会では、30委員会に特別支援教育担当の指導主事が専任もしくは兼任で配置されており、発達障害の判断に関わる専門家チームも11委員会で設置されていた。特に、2～5の項目について調査した14市町は、すべて担当指導主事が配置されていた。各市町における通級指導教室を中心とした取組については、特別支援教育担当の指導主事がその専門性を発揮し、発達障害のある児童生徒の実態に応じた柔軟な支援を実施することが、工夫された内容につながっていると推察される。

訪問調査は、電話及びメールによる調査の結果から、「指導・支援の充実」、「通級による指導の特性を活かした支援システム」、「通級による指導担当者の専門性の担保・向上」と最も特色のある取組を基に絞り込んで行ったが、取組の詳細を尋ねた結果、ほとんどの市町で他の項目に挙げた取組も行われていた。

対象となった7市町が挙げた『発達障害のある』児童生徒の『通級による指導について』の課題は、「必要とする児童生徒数に見合う通級指導教室の新設及び増設」と「担当する教員の専門性の確保と養成・配置」が多かった。

「指導・支援の充実」のうち、直接的な支援としては、巡回による指導も含め、アセスメント等の通級児童生徒に対する支援や、在籍する通常の学級への支援が、ほとんどの市町で行われていた。また、すべての市町で取り組まれていた「通級による指導の特性を活かした支援システム」においては、通級指導教室担当者の専門性を活かした支援体制が構築され、直接的な支援を支える仕組みになっていた。この二つの直接的・間接的な取組は、通級による指導を受けている児童生徒への支援のみならず、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援にもつながるものとする。

### 【総合考察】

本研究は、発達障害のある児童生徒の指導・支援に取り組んでいる市町村の実態を明らかにし、現状を踏まえた上で、今後の指導・支援の在り方について一つの方向性を示すことを目的とした。特に、発達障害のある児童生徒への専門的な指導の場として、通級指導教室が中核的役割を果たしていることから、通級指導教室の設置や活用状況、

更に市町村の課題等を踏まえ、通級指導教室の設置と役割についてのビジョンを示すことも大きな意味を持つと考えた。ここでは、本研究で実施した全ての調査結果を通し、以下に示す4つの項目について考察する。

### **1. 発達障害のある児童生徒の指導の場としての通級指導教室**

本研究の全国実態調査は、「発達障害のある」児童生徒のうち、通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童生徒は、「発達障害のある」児童生徒全体の2割に満たないことを示していた。一方で、市町村教育委員会が「発達障害のある」児童生徒の通級による指導に関して、課題として最も多く第一位に挙げた項目は、「必要とする児童生徒に見合う通級指導教室の新設及び増設」である。このことを考え合わせると、やはり市町村においては通級指導教室の設置が十分でない状況があり、指導を必要としている児童生徒に見合う数の設置が急務と考えられる。

また、設置を増やすこととともに重要なことは、専門性のある担当者の養成である。調査結果からも非常に多くの市町村が、重要な課題として「担当者の専門性の確保と養成、配置」を挙げている。養成のための研修等の整備が重要である。

### **2. 通常の学級における発達障害のある児童生徒の指導・支援**

発達障害のある児童生徒の指導全般の課題として、市町村教育委員会が最も重要と捉えた項目は、「すべての教員の指導力向上」であった。これは、「発達障害のある」児童生徒が通常の学級で学んでいるという現状を考えると当然の課題とも言える。通常の学級の担任を含むすべての教員が、児童生徒の状態に応じて適切に指導できる力を身に付けることが大切であり、そのためには校内における理解啓発等の研修会の実施、相談や情報交換のしやすい職員集団づくりなどを通し、学校全体の指導力向上に取り組むことが必要である。

### **3. 通級による指導の効果的な運用**

効果的な運用の一つである、通級指導教室の担当者が行う「巡回による指導」については、児童生徒が在籍する学校で指導を受けられるメリットと共に、在籍する通常の学級の担任との密な連携や、在籍校教職員への理解啓発の促進など多くのメリットが報告されている。もちろん、担当者の負担は増えるため、その軽減についても検討されるべきであり、学校のみでなく行政と連動した対応が必要であると考えられる。

また、いくつかの市町においては、校内資源としての特別支援学級の弾力的運用により、校内に個別指導の場を設けていた。この取組は、恒常的なものではなく状況により変わるものではあるが、校内資源の有効活用という意味では、参考にできるものと考えられる。ただし、この取組を支えるものは、特別支援教育担当の指導主事や通級指導教室担当者等による巡回相談等、関係者間の連携・協働であると考えられる。

### **4. 発達障害のある児童生徒の指導・支援を支えるシステム**

ここまで述べてきたように、発達障害のある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うためには、それを支えるシステムが必要である。特別支援教育担当の指導主事の配

置は、支援システム構築の要となるものであり、訪問調査においては、複数の市町村で特別支援教育担当の指導主事と通級指導教室担当者が核となり、支援チームを構成している例が報告されていた。

一方、特別支援教育担当の指導主事の配置がない人口規模の小さな市町村においては、作業療法士やスクールカウンセラー等の専門職と通級指導教室担当者がチームを組んでシステムを構築している例もあった。指導主事が配置されることは、支援の充実において重要であるが、現在の各市町村の状況の中で活用できる資源について、関係者間で見直し・工夫し、活用していくことも重要と思われる。また、このような多職種による支援チームは、通級指導教室担当者にとって多様な視点や広い専門性を身に付ける絶好の機会であり、専門性向上においても大きな意味を持つと考える。

今回の全国実態調査を通して、発達障害のある児童生徒の支援に関わる人員配置や予算措置など体制の基盤整備において、人口規模が大きく影響することがわかった。しかしながら、人口の少ない市町村に課題があり、システムの整備された人口の多い市町村には課題がないという訳ではなく、多くの市町村がそれぞれの課題解決の方法を模索している状況を知ることができた。

平成 28 年 4 月より障害者差別解消法が施行されることとなり、学校においてはインクルーシブ教育システム構築に向け、更に特別支援教育の充実が求められる。「合理的配慮」や「基礎的環境整備」に取り組むためには、発達障害についてすべての教員の理解が必要であり、それに基づいた適切な指導が求められる。また、児童生徒に適切な学びの場を提供するためには、通級指導教室の拡充も期待される。それぞれの市町村の規模や特徴を生かしつつも、更なる取組を展開していくことが重要だと考える。

#### 【成果の活用】

- ・平成 26 年には、日本特殊教育学会（第 52 回高知大会）、日本 LD 学会（第 23 回和歌山大会）において研究の成果を発表した。
- ・平成 27 年には、日本特殊教育学会（第 53 回仙台大会）、日本 LD 学会（第 24 回佐賀大会）において研究の成果を発表した。
- ・平成 27 年度研究所セミナーにおいて、研究成果の報告を行い、通級指導教室の今後の在り方についてシンポジストや参加者と協議を行った。
- ・本研究成果についてのリーフレットを作成し、都道府県・指定都市及び市町村教育委員会へ配付する予定である。
- ・研究成果報告書については Web サイトで公開予定であるが、全国調査に協力いただいた市町村教育委員会宛に公開予定の URL を知らせる礼状をメールにて送付予定である。